

## 仕様書

本仕様書は、土地の分筆登記に係る測量調査業務(以下「分筆業務」という。)を適正かつ迅速に遂行するために、必要な事務手続を定める。

(総則)

第1条 この仕様書は、南風原町(以下「発注者」という。)の所掌する分筆業務を実施する場合の一般仕様を示すもので、これによりがたいとき又は、これに記載のない事項については、別に発注者が指示するものとする。

(登記業務)

第2条 分筆業務は、不動産登記法、不動産登記法施行令、不動産登記事務取扱手続準則、沖縄県土地家屋調査士会調査・測量実施要領の各規定に基づき、正確かつ、誠実に行わなければならない。

(業務の内容)

第3条 本業務の予定する業務内容及び数量は、別紙のとおりとする。

(図書等の貸与又は交付)

第4条 発注者は、受注者に業務に必要な用地測量調査成果図書等の関係図書を貸与するものとする。

2 発注者は、業務に必要な諸公簿閲覧等申請書、その他必要な用紙類を受注者に交付するものとする。

3 受注者は、交付された用紙は他に使用してはならない。

(土地等への立ち入り)

第5条 受注者は、本業務を実施するにあたって第三者が所有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、調査職員と協議し、指示を受けるものとする。

(処理困難なものの取り扱い)

第6条 受注者は、登記業務の履行について、書類等の不備や問題点を発見したときは、速やかに調査職員に報告し、その指示を受けるものとする。

(委任状の交付)

第7条 発注者が、登記申請業務等を受託者に委任する場合、受注者は登記申請業務を行う都度、委任状の交付を受けるものとする。

(公印の押印)

第8条 受注者は、嘱託登記(表示)申請する場合には、発注者に書類を提出して公印を受けるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第9条 受注者は、本業務の実施にあたり、別に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(成果品)

第10条 受注者は、分筆業務が完了したときは、業務完了報告書に成果品を添えて、速やかに発注者へ提出するものとする。

(1) 調査報告書 2部

(2) 電子データ 2部